

## 東京土地家屋調査士政治連盟 規約

### 目 次

- 第1章 総則(第1条～第4条2)
- 第2章 役員(第5条～第7条)
- 第3章 議決、執行機関(第8条～第13条)
- 第4章 会計及び事業年度(第14条～第19条の2)
- 第5章 補足(第20条～第21条)
- 附則

## 第 1 章 総 則

### (名称・所在地)

**第1条** 本連盟は、東京土地家屋調査士政治連盟（以下「本連盟」といい、略称を「東京調政連」とする。）と称し、主たる事務所を東京都に置く。

### (目 的)

**第2条** 本連盟は、不動産登記制度及び国民の権利擁護に寄与するための政治活動を行うことによって、土地家屋調査士制度の充実・発展並びに土地家屋調査士の業務の拡充を図ることを目的とする。

### (事 業)

**第3条** 本連盟は、第2条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 全国土地家屋調査士政治連盟（以下「全調政連」という。）との連携及び情報の交換
- (2) 政治資金規正法に基づく政治活動
- (3) その他本連盟の目的達成のために必要な事業及び広報活動

### (組 織)

**第4条** 本連盟は、本連盟の規約の目的に賛同し、別紙入会届を提出した者をもって組織する。

2 前項の会員の種別は、次のとおりとする。

- (1) 会員（東京土地家屋調査士会の個人会員である会員。）
- (2) 準会員（前号以外の会員をいう。）
  - ① 会員家族
  - ② 会員補助者及びその家族
  - ③ 元東京土地家屋調査士会会員

3 本連盟は、幹部会の定める区域ごとに支部を置く。

4 前項の区域内に事務所を有する会員は、その支部に所属するものとする。

5 第3項の支部の区域及び名称は、東京土地家屋調査士会の支部に準ずる。

6 支部に支部長及び副支部長各1名を置き、第3条の事業に関し、おもに支部内における連絡

事務を行うものとする。

(ブロック協議会)

**第4条の2** 本連盟は、その目的を達成するために必要ある時は、支部ごとにブロック協議会を設けることができる。

2 前項のブロック協議会の区域及び名称は、東京土地家屋調査士会のブロック協議会設置規則第2条に準ずる。

## 第2章 役員

(役員)

**第5条** 本連盟に次の役員をおく。

会 長	1名
副 会 長	2名
幹 事 長	1名
副 幹 事 長	10名以内
会計責任者	1名
会計責任者職務代行者	1名
監 事	3名 (ただし、1名を予備監事とする。)

(役員を選任及び任期)

**第6条** 役員は大会において、会員の中から選任する。

- 2 役員任期は就任後第2回目の定時大会の終結のときまでとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 任期満了前に退任した役員を補充する場合は、あらかじめ大会の承認を得て、第12条に規定の幹部会において選任することができる。
- 4 補充選任による役員任期は、前任者の残存期間とする。
- 5 任期満了した役員等は新たに選任される役員等が選任されるまでは引き続きその職務を行う。
- 6 役員選任は東京土地家屋調査士政治連盟役員選任規則に定めるところによる。

(役員職務)

**第7条** 会長は、本連盟を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故又は差し支えあるときは、予め定める順位に基づきその職務を代理し、欠員のときはその職務を代行する。
- 3 幹事長は、会長を補佐し、会務を執行する。
- 4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故又は差し支えあるときは、幹事長が予め指名した副幹事長がその職務を代理し、幹事長が欠員のときは次の大会までその職務を代行する。
- 5 会計責任者は、本連盟の経理全般の職務を行い、会計責任者に事故あるときは職務代行者がその職務を代行する。
- 6 監事は、本連盟の資産及び会計の状況を監査する。

7 監事が欠員のとき、又は監事に事故あるときは、あらかじめ大会の決議により定められた者が、監事の職務を代理する。

### 第 3 章 議決、執行機関

#### (大会)

第8条 会長は、毎年1回の定時大会とその他必要に応じ臨時大会を招集する。

#### (大会の構成員)

第9条 大会は本連盟に加入した会員をもって組織する。

#### (大会の議事)

第10条 大会の議長は、その都度大会において選任する。

- 2 大会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 3 会員は委任状を提出して出席に代えることができる。

#### (大会の議決事項)

第11条 大会は、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 役員の選任及び解任
- (2) 運動方針
- (3) 規約の制定・改廃
- (4) 予算及び決算
- (5) その他事業執行に関する重要事項

#### (幹部会)

第12条 幹部会は、会長、副会長、幹事長、副幹事長及び会計責任者をもって構成し、会長が招集する。

- 2 幹部会は、大会への提案事項及び事業執行に関する重要事項を審議する。
- 3 幹部会は、構成員の過半数をもって成立し、その議事は出席者の過半数で可決し、可否同数のときは会長が決する。
- 4 幹部会には、名誉会長及び顧問等の出席を求めることができる。

#### (常任幹部会)

第13条 常任幹部会は、会長、副会長及び幹事長をもって構成し、会長が招集する。

- 2 常任幹部会は、次に掲げる事項を審議する。
  - (1) 幹部会に付議すべき事項
  - (2) 幹部会において決定した執行に関する事項

### 第 4 章 会計及び事業年度

#### (会費)

第14条 会員は、別に定める東京土地家屋調査士政治連盟会費規則に基づき、会費を期限までに本連盟に納入しなければならない。

(経費)

第15条 本連盟の経費は、会費のほか寄付金その他の収入をもって支弁する。

(寄付金)

第16条 本連盟は、本連盟の目的、事業に賛助する個人又は団体から寄付金を受けることができる。

(予算及び決算)

第17条 毎会計年度の予算及び決算は、大会の承認を受けなければならない。

(会計年度及び会計監査)

第18条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 会計責任者は、本連盟の経理につき年1回監事による監査を受け、その監査報告書を付して大会に報告しなければならない。

(予算成立前の支出)

第19条 会長は、毎会計年度終了後の予算が大会の承認を得るまでの間、通常の会務を執行するに必要な経費に限り、幹部会の承認を得て支出することができる。

(給与・旅費等)

第19条の2 役員等の給与、手当及び旅費等は、東京土地家屋調査士政治連盟給与、手当及び旅費規程の定めるところによる。

## 第5章 補 則

(名誉会長及び顧問等)

第20条 本連盟に名誉会長のほか、顧問及び相談役（以下これらの者を「顧問等」という。）を置くことができる。

2 名誉会長は、大会に諮って委嘱する。

3 顧問等については、会長が幹部会に諮って委嘱する。

4 会長は、名誉会長及び顧問等に対し、本連盟の運営その他重要事項について諮問を發し、又は助言を求めることができる。

5 名誉会長及び顧問等の任期は、会長の任期と同一とする。ただし、会長が任期の中途において退任したときは、名誉会長及び顧問等の任期は、新たに選任された会長の就任の時までとする。

(補 則)

第21条 本規約に定めなき事項については、幹部会で決定する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成13年6月20日から施行する。
- 2 本連盟結成大会における構成員については、大会開催日の出席者をもってこれにあてる。

附 則 (第12条)

(施行期日)

- 1 この規約は、平成14年9月19日に一部改正し、同日より施行する。

附 則 (第4条)

(施行期日)

- 1 この規約は、平成15年9月18日に一部改正し、同日より施行する。

附 則 (第17条)

(施行期日)

- 1 この規約は、平成18年9月20日に一部改正し、平成19年7月1日より施行する。

附 則 (第4条の2、第6条、第7条)

(施行期日)

- 1 この規約は、平成22年7月1日に一部改正し、同日より施行する。
- 2 土地家屋調査士政治連盟役員選任に関する申し合わせは、前項施行時に廃止する。

附 則 (第14条新設、第15条)

(施行期日)

- 1 この規約は、平成23年7月1日第11回定時大会において一部改正し、平成24年4月1日より施行する。

附 則 (第19条の2新設)

(施行期日)

- 1 この規約は、平成25年7月1日第13回定時大会において一部改正し、同日より施行する。

附 則 (第2条、第4条、第6条、第9条、第14条)

(施行期日)

- 1 この規約は、令和2年8月27日第20回定時大会において一部改正し、同日より施行する。

附 則 (第4条)

(施行期日)

- 1 この規約は、令和4年7月15日第22回定時大会において一部改正し、同日より施行する。

附 則（第4条、第5条、第8条、第12条、第20条）

(施行期日)

- 1 この規約は、令和5年7月20日第23回定時大会において一部改正し、同日より施行する。